

平成25年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成25年12月12日
2. 招集の場所 可児市役所 5階第1委員会室
3. 開 会 平成25年12月12日 午前8時59分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

- 議案第64号 消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第67号 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第71号 旧慣による公有財産の使用廃止について
- 陳情第10号 平成26年度税制改正に関する提言について
- 陳情第11号 「食料品・日用品及び新聞等生活必需品への軽減税率適用に関する意見書」の政府への提出に関する陳情

報告事項

1. 民間活力の導入による事務事業の見直しについて
2. 市自主運行バス（さつきバス・電話で予約バス）の再編後の状況報告
3. 「地域防災計画」の修正について
4. 自主防災組織育成補助金、自衛消防隊育成補助金及び防災設備整備事業補助金の見直し
5. 可児市の農業政策に関する要望への回答

委員会質疑

1. 可児市指定金融機関の業務遂行状況について

5. 出席委員（7名）

委員長	山田喜弘	副委員長	板津博之
委員	伊藤健二	委員	小川富貴
委員	中村悟	委員	酒井正司
委員	伊藤壽		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

企画経済部長	加納正佳	総務部長	古山隆行
議会事務局長	高木伸二	会計管理者	平田稔
企画経済部参事	荘加淳夫	総合政策課長	牛江宏

産業振興課長	山 口 和 己	農 業 委 員 会 長 事 務 局 課 長	山 口 功
総 務 部 次 長	吉 田 隆 司	防 災 安 全 課 長	細 野 雅 央
管 財 検 査 課 長	佐 合 清 吾	議 会 総 務 課 長	松 倉 良 典

8 . 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

議 会 事 務 局 記 書	村 田 陽 子	議 会 事 務 局 記 書	熊 澤 秀 彦
------------------	---------	------------------	---------

委員長（山田喜弘君） おはようございます。

定刻前ですが、皆さんおそろいですので、ただいまから総務企画委員会を開会します。

お手元に協議題をお渡ししてありますが、順序が変更になっておりますのでよろしくお願い致します。

可児市議会基本条例第12条に規定する委員相互での意見交換を行い、議論の多角化や深度化を図るための自由討議を希望される場合は、その都度委員長に対して自由討議を求める動議を行ってください。委員会に諮り、賛同される委員がいらっしゃれば自由討議を行います。

これより議事に入ります。

議案第64号 消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） おはようございます。

それでは、議案第64号でございます。

資料番号1の議案書の3ページをごらんください。それから、資料番号4の提出議案説明書は1ページでございます。

御案内のとおり、平成26年4月1日から消費税の税率が8%に引き上げられるということに伴いまして、使用料等を改定するために関係する条例を一括して改正するというものでございます。

本日は、追加で改定金額の一覧表等を用意しておりますので、担当課長からもう少し詳細な説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

総務部次長（吉田隆司君） それでは、提出議案説明書をまずごらんください。

制定の趣旨、内容については、ただいま部長から説明のあったとおりでございます。

一番下に施行日を書いてございます。施行日についてでございますが、平成26年4月1日、ただし第3条中公民館条例第1条第2項及び第21条の規定につきましては、公布の日としております。この公民館条例につきましては、姫治公民館の分館につきましては、老朽化してきたということで、これを廃止するということでございます。

それから第21条につきましては、可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正、これを本年9月議会で議決いただいておりますけれども、その施行日が平成26年4月1日ということでまだ施行されていないという関係で、今改正については公布の日ということで、施行日については規定をさせていただきます。

続きまして、お配りしました総務企画委員会資料1、こちらは一覧表でございますけれども、こちらをごらんください。

こちらの資料でございますけれども、資料番号1の議案書から各条例の金額部分を抽出いたしまして、わかりやすく一覧表にするとともに改訂後金額の計算方法等を記載してございます。参考のため、計算した結果、料金改定がされないものも記載してございます。

また、最終ページには消費税の導入経過等について少し説明が加えてございます。

それでは、1ページの表の見方でございますけれども、一番上の段を見ていただきまして、それぞれの項目が書いてありますけれども、左から消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の条番号、例規名称、該当条項、改正前金額、改正後金額、税抜き金額、税抜き金額掛ける1.08、主な内容、税抜き金額の算出方法等、8%を乗じた後の端数処理という欄になっておりまして、一番上、第1条を見ていただきますと、可児市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の1行目の欄、これは第2条のところでございますけれども、改正前金額、改正後金額の欄がバーになっておりますけれども、これは外税ということございまして、外税のものにつきましては条例本文の中で100分の105を乗じるでしたので、これを100分の108に乗ずるに改正するというふうになっております。

次に、2行目以降でございますけれども、改正前金額と改正後金額欄に金額が記載してあるもの、これは内税というものになりまして、改正後金額につきましては、税抜き金額欄がございまして、ここの税抜き金額欄に1.08を乗じた後に端数処理をしたものということになります。

例えば、その下5万4,000円というところがありますけれども、5万4,000円につきましては税抜き金額5万円というのがございまして、これに1.08を乗じて5万4,000円となります。これで10円単位で端数処理をしたということですが、これは端数処理をしてもしなくても同じということでございます。

次に3行目、こちらに210円というところがありますけれども、税抜き金額200円に1.08を乗じて216円ということになります。これを10円単位で切り捨てして210円となりますので、結果210円は210円で料金改定されないということでございます。

以下、計算した結果、料金改定がされないものにつきましては、網かけ表示しております。これは料金が変わらないということですので、議案書には当然記載がございません。

次に4行目、税抜き金額欄に300円、これに1.08を乗じて324円になったものを10円単位で切り捨てして320円となりますので、結果、改正前金額310円が改正後320円となるということでございます。

以下、同様の方法で計算していきますので、説明は省かせていただきますけれども、右から2列目のところに税抜き金額の算出方法等欄というのがございまして、ここの欄について少し説明しますが、税抜き金額の算出には3つの方法がありまして、1つ目は平成17年に料金の全面改定を行っていきまして、そのときに税抜き金額が算出してあるものが1つ目で、右から2つ目の欄を見ていただきますと、H17料金改定の際の税抜き金額という表示がしてあるものでございます。

それから2つ目、これが平成17年に料金改定をしていないですけれども、税抜き金額がわかっているものということで、例えばですけれども、1ページの最下段のところにH4消費税導入時における税抜き金額というような表示がしてあるものでございます。

3つ目は、税抜き金額が不明ということで、これにつきましては1.05で割り戻してやると

いう方法なんですけれども、これが3ページの一番最下段第11条のところなんですけれども、市民公園の設置及び管理に関する条例のところでは改正前1,020円というところがありますけれども、これにつきましては、改正前金額1,020円を1.05で割り戻して971.4円となると、これを端数処理して972円となって、これに1.08を乗じて1049.8円と、10円単位で切り捨てして1,040円ということです。

こういったように計算したものがここに一覧表として示してあるものでございます。

なお、2ページの第5条と、それから5ページの第19条でございますけれども、こちらにつきましては、内容が非常に多いためこの表からは省かせていただいておりますけれども、議案書のほう、資料番号1のほうに詳細が載っているということになっております。

それでは、最終ページの7ページをごらんください。

7ページにつきましては、あくまでも参考資料でございますけれども、条番号欄にアスタリスクをつけさせていただいております、郷土歴史館、荒川豊蔵資料館、兼山歴史民俗資料館の入館料につきましては、計算した結果、料金が変わらないということでございますので条例改正もございません。

続きまして、その下2番、消費税導入の経過等の欄でございますけれども、消費税につきましては、平成元年4月1日に3%ということで施行されまして、平成9年4月1日には3%から5%に改定、それから来年4月1日に5%から8%。それから、これはあくまでも予定でございますけれども、平成27年10月1日に8%が10%ということでございます。それから、先ほど申し上げましたように、可児市では平成17年4月1日に市の施設利用料等の全面改定を実施しているということでございます。

それから、次の3番でございますが、消費税の地方公共団体等に対する特例ということでございまして、消費税法第60条第6項で、国または地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除できる消費税額の合計額は当該課税標準額に対する消費税額と同額とみなすということでございまして、結果、地方公共団体については納税がないということでございまして、非課税ということではありませんということで御理解ください。

続きまして、経過措置について説明いたしますので、資料番号1の議案書19ページをお開きください。

経過措置でございますけれども、附則の第2条で、原則でございますけれども、施行日である平成26年4月1日以降に受理された申請、申請の受理日ですけれども、この日から適用するというところでございます。これは大原則でございます。

それから、次の20ページをごらんください。

第3条、廃棄物の処理等につきましては、4月1日以降の収集・運搬及び処分について適用するというところでございます。

それから、第4条第1項でございますが、これは水道使用料についてでございますけれども、水道使用料につきましては、4月の定例日以降の使用に係る分から適用ということで、

すなわち5月請求分から適用ということになります。

それから、第4条第3項は下水道の使用料についても、水道と同様に4月の定例日以降の使用に係る分から適用ということでございます。

それから、第5条につきましては、自家用工業用水道の使用料、これも4月1日以降の使用量分から適用ということで経過措置をうたわせていただいております。

説明は以上でございます。

委員長（山田喜弘君） これより議案第64号に対する質疑を行います。

委員（伊藤健二君） 一、二お尋ねをします。

消費税の税率の改定に伴う1.08の数字の出し方の問題です。

まず1つの原則は、税抜き金額を必ず定めるというのがまず第一前提になっているというふうに理解をしましたが、それでよろしいですかということが1点です。それはそうですね。

続いて、必ず税抜き金額というのを出すということになると、これまで定めてなかったのがあったので出すことになったというのがさっきの第11条、3ページの例だろうと思いますが、その際にその税抜き金額は必ず定めるということが1つと、その定め方の数字ですが、1円未満の端数については四捨五入じゃなくて必ず1円単位に切り上げるという原則であるかどうか。それについてはどうですか。

総務部次長（吉田隆司君） 切り上げということになります。

委員（伊藤健二君） その2番目の原則で切り上げて、いわゆる1円単位の本体価格が決まる。それで、今後については、この本体価格に税率を掛けて算出するという方程式に一貫して対応するという方針だというふうに決めたという説明として理解していいですか。

総務部次長（吉田隆司君） おっしゃられるとおりでございます。

委員長（山田喜弘君） ほかに発言はありますか。

委員（小川富貴君） 1つ質問させていただきます。

これは全国規模で行われるから、当市だけどうのこうのということとはできないというふうに承知しているところですが、一番身近なところでごみ袋を見たらどこにも載っていない。300円以下というところであって、対象にはならないというふうに理解したんですけども、窓口の手数料等で300円を超すようなものについては、どこに記載されているのでしょうか。

総務部次長（吉田隆司君） 証明書の手数料については非課税でございますので、該当になりません。

委員（小川富貴君） そうですか。ありがとうございます。

委員長（山田喜弘君） ほかにありますか。

〔挙手する者なし〕

以上で、本案に対する質疑は終了しました。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了します。

これより議案第64号 消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第64号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第67号 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

企画経済部参事（庄加淳夫君） 提出議案説明書、資料4の2ページ、同じく資料1の28ページをごらんください。

議案第67号 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定でございます。

これは、中小企業信用保険法が改正されたこと等に伴いまして、改正をお願いするものでございます。

主な改正内容につきましては、所管課、産業振興課長より説明申し上げます。

産業振興課長（山口和己君） それでは資料1、議案書の28ページをお開きください。

新旧対照表がございます。

第4条に、申し込み人の資格要件をうたっておりますが、本年9月20日でございますが、通称小規模企業活性化法と申しますが、これは長い名前になりますけど、正式には小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律が施行されました。これが施行されたことによりまして、中小企業信用保険法というものの規定に頂ずれが生じました。そこから引用して表記しておりました第1号におけますところ、頂ずれを是正するものでございます。第2項を第3項にするものでございます。

また、第4号におきましては、第3号に規定するもののうち、さらに追加する要件をうたっておりますが、これは第3号の規定部分に括弧書きにより付記すれば済むということでありまして、第4号を削除して第3号の条文中に移行させるものでございます。この部分におきましては、条文を精査する中で、この機会に、よりよい条文に改正いたしたく御提案申し上げる部分でございます。

続きまして、第6条でございますが、融資の条件をうたっておりますが、第3号の貸し付け形式の中に、電子記録債権割引というものを加えるものでございます。実は、先ほど第4条第1号におきまして頂ずれの御説明を申し上げましたが、中小企業信用保険法の第2条第2項に電子記録債権及び電子記録債権割引の定義の説明が入りました。そこで、従来の第2項が第3項に移行し、頂ずれが生じたということでございます。

この電子記録債権割引というのは聞きなれない言葉かと思いますが、電子記録債権法に規定されております電子記録債権を中小企業者が有していた場合、その債権に係る債務の支払

い期日の日より前に金融機関に譲渡することによりまして、当該債権の金額から一定の金額を控除して得た金額について、当該金融機関から資金の融通を受けることができるという新しいものでありまして、この融通を受けること自体を電子記録債権割引というということでございます。

続きまして、第4号の貸し付け期間の96カ月以内の表示に関しましては、この機会に漢字表記に改めさせていただきます。

第7号におきましては、先ほど御説明いたしましたように、第4条第4号がなくなり、同条第3号に統合されたことによりまして生じた語句の改正でございます。

最後に、第8条の従来のように、並びにという部分に下線が引いてございますが、この「並びに」の使い方が国語の文法上適当ではないという理由で、今回削除いたしたいと存じております。

なお、その下にあります附則といたしまして、公布の日から施行するということと、この施行日を境に、申し込みの時期に応じて、改正前後の条例適用をうたっておるということでございます。以上でございます。

委員長（山田喜弘君） これより議案第67号に対する質疑を行います。

委員（伊藤健二君） ちょっと教えてください。

議案書の29ページの融資の条件第6条第3号に書いてある旧文、改正前の現行文章では、根保証等極度額云々とかありますが、根保証について「等」とありますが、根保証以外に何かあるんですね、等と書いてあるので。この「等」と、こっちの新しいほうの文章との関係ではどういうことなんでしょうか。「等」の中身、もしくは例示をしていただければありがたいです。お願いします。

産業振興課長（山口和己君） 申しわけございません。

等の部分につきましては、今ちょっと資料を持っておりません。すぐに調べて、後ほど報告させていただきます。

委員長（山田喜弘君） ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

では以上で、本案に対する質疑は終了いたしました。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了します。

これより議案第67号 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第67号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第71号 旧慣による公有財産の使用廃止についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） それでは、議案書の34ページをお願いいたします。

市道43号線の道路改良の事業用地として北姫財産区の財産を処分いたしますので、当該財産の旧慣による使用を廃止するものでございます。

本日、追加の資料等もお出ししておりますので、担当課長のほうからもう少し詳細に説明をさせていただきます。お願いします。

管財検査課長（佐合清吾君） それでは、資料番号1、議案書の34ページと、議案説明書は3ページをお願いいたします。

議案第71号 旧慣による公有財産の使用廃止についてでございます。

旧来の慣行により使用している北姫財産区財産を市道43号線道路改良事業用地として可見市が買収するため、その旧慣を廃止するものでございます。

財産の所在につきましては、資料番号5、旧慣による公有財産の使用廃止位置図というものがございますけれども、それを見ていただきたいと思います。

所在地につきましては、多治見市姫町五丁目6番の一部で保安林でございます。面積につきましては2,498.76平方メートル、多治見市姫町五丁目7番の一部、山林でございます71.05平方メートル、多治見市姫町五丁目8番1の一部、保安林でございます2,195.16平方メートルでございます。

説明については以上でございます。よろしく願いをいたします。

委員長（山田喜弘君） これより議案第71号に対する質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、本案に対する質疑は終了いたしました。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了します。

これより議案第71号 旧慣による公有財産の使用廃止についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第71号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第10号 平成26年度税制改正に関する提言についてを議題といたします。

陳情の審査に当たり、自由討議があれば動議を行ってください。自由討議がなければ討論を行います。

副委員長（板津博之君） 本陳情につきましては毎年出てきておるようなんですが、大変多岐にわたっておりまして、その道のプロの方からの細かな提言という形で出てきておりまして、私も内容を見させてもらいましたが、国に対するものがほとんど、一部地方自治、地方

分権についてのことまで言及はされております。必ずしも、全て現実を捉えたものになっていない部分も幾つかあるかなというふうに感じました。これにつきましては、あくまでも提言ということで、我々市議会としてこういった提言を参考にさせていただくということで、今回は聞きおきということにしたらどうかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長（山田喜弘君） 異議なしということで、それでは、陳情第10号については、総務企画委員会の聞きおきとさせていただきます。

次に、陳情第11号 「食料品・日用品及び新聞等生活必需品への軽減税率適用に関する意見書」の政府への提出に関する陳情を議題といたします。

副委員長（板津博之君） この陳情につきましては、全国的に同じ内容のものが出ておるといふふうにもお聞きしておりますが、いずれにしても、ここ数日国政のほうでも連立与党の間でいろんな議論もあったかということで、昨夜というか、きょうのもう早朝になるんでしょうか、これについては税制大綱にも盛り込まれるというふうに明言をされておりますし、あくまでもそれは消費税10%に増税する際ということになっておるようですが、いずれにしても、かなり内容が重いものでもありますし、一度自由討議という形で委員の間でさせていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますが、いかがですか。自由討議の提案です。

委員長（山田喜弘君） 賛同される方ありますか。

〔賛成者挙手〕

賛同される方がありましたので、これから自由討議に入ります。

では、各委員で意見をお述べください。

副委員長（板津博之君） 私も、ここ数日の新聞の状況は見させていただいておまして、軽自動車税との関連もあったようなんですが、いずれにしても先ほど申し上げたように、もう政府のほうはやるといふことで税制改正大綱にも明言をするということですので、そうなった以上は、この陳情を今採択しても、時期を逸するかなというふうに思っておりますので、もちろん今後の動向を見ながらということで、インターネット等でもニュースが出ておまして、軽減税率の細目については2014年12月までに結論を得て決定するということですので、今後の国の動向も注視しながら、大変この軽減税率の問題はヨーロッパ等々を見ても、非常に線引きが難しいという部分があるかと思います。もちろん低所得者層、それから消費者の方のことは可児市民ももちろん同じでございますので、そういったところに配慮した軽減税率の適用を要望することはもちろんでございますが、いずれにしても現段階でこの陳情を採択にするか、不採択にするかという部分は、今回結論が出ないんじゃないかなというふうに私個人としては思っておりますので、また皆さんの意見を踏まえて、できれば今回は聞きおきという形にしたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますが、以上です。

委員（伊藤健二君） 自由討議なので自由に発言をさせていただきます。

この陳情をどう扱うべきかという、1つは手続論の問題、もう1つは中身、内容の問題の

2点からこの問題について言及をしたいと思います。

1つは手続論の問題、いろんな手続のとり方はあるかと思うんですが、1つは我が市議会は、議会基本条例で請願等については積極的に大いに議論しよう。市民の民意、あるいは市民の意見というものについてしっかり耳を傾けて、議会として統一した一定の判断が成り立つならば、きちっとそれを出していこうということで民意を把握し、それを反映させていくということでその機能をうたっているわけであります。そういう観点からいうと、出してくる場合に、そういう重要な案件については、積極的に請願をしていただく、請願という形になってくれば、総務企画委員会としても、以前の消費税議論のときにありましたように御本人を参考人招致して、しっかり言い分も聞いて議論を交わすということができるとい条件になります。

しかし、残念ながら今回は陳情ということで、板津副委員長の話によると全国的にも出ているらしいということなので、同一の内容の文書が出ているんだろうというふうに思います。そういう点でいくと、陳情でしたので、これまでの委員会議論のある意味慣例といいますか、内容に沿っていけば、聞きおきというのが当然であろうというふうに思います。

そういう点で、より積極的に重要なものについて議論するのは構いませんが、それはこういう自由討議までとして、それをもしどうしても採択すべきだということであるならば、それは議員の権利の問題として、2名以上で連名して提起していただければ、それはそれでいいというふうに思います。まず、今陳情については聞きおきとすべきだということであります。

それから、中身の問題ですが、与党内の税制大綱方針をめぐって、自由民主・公明両党が言い分をぶつけ合っておったということはこの3日間の話であります。昨日の朝日新聞の朝刊では、「軽減税率、時期盛らず明記する」ともう明確に書いてあって、問題なのは8%にするときからやるのか、10%のときにやるのか、10%になった後で具体化するのかという話であって、それは与党内のあれこれの話であって、政党間の主張といいますか、駆け引きといつかの話であります。だから、そんな話を見定めながら、可児市議会が結論が出せるか出せんかという話自体には、何ら整合性もなければ合理性がありません。

先ほど板津副委員長からは結論が出せないんじゃないかと言ったけど、結論が出せるんですか、そもそも。結論なんか出せませんよ。国の税金のあり方と税制大綱についてどうするかという話をしておるわけで、それが決まってから可児市議会では、先ほどの議案ではありませんが、消費税が上がるのがもう確定していますので、それに伴って税条例の関係を整備するということについて是か非かという議論が必要なのであって、そういう問題でいくと、結論が出せないものに時間を割く必要はないと思います。

それともう1点、市民の意向についてどう考えるかという問題があります。

具体例を挙げれば、平成23年2月に、私どもは富田牧子議員と伊藤健二の連名で紹介議員になりまして、消費税の増税に反対し、食料品を初め暮らしに係る消費税の減税に関する請願について審議をお願いしました。請願第1号であります。

これは、結論としては賛成少数で採択されませんでした。私どもは、一貫して消費税の増税に反対です。根本的には消費税そのものが福祉破壊税であるし、中小業者にとっては営業破壊につながっている税金でありまして、一方ではトヨタを初めとして上位10社だけで消費税の還付総額が8,000億円を超えると。2009年度の実際の数字であります。こういう不公平税制そのものでありまして、その消費税を社会福祉のためとか社会保障制度を安定持続させるためとかいう名目をくっつけて、来年の春から引き上げをしようとしているわけでありまして、そういう前提のもとに消費税の負担軽減を一部においてやるかやらないかという話になっているということでありまして、国民の過半数が反対をした消費税の増税には目をつぶったままで、一部の軽減税率をどうするこうするという話が政治の政局の駆け引きになっているという問題。そうした点を考えれば、そもそも内容的にも極めて不整合である、正當な議論にならないというふうに私は思います。

ですから、先ほど事業者がシステムをどう改修するかとか、複数税率にすると大変メリットがあるかどうかわからないとか、軽減した分の財源をどこに求めるかだとか、いろんな議論はそれぞれあるでしょう。それはしかるべきところでやればいいのであって、そういう問題を理由にして、今紹介した請願第1号、平成23年3月議会での採決については、それやこれやの諸条件が十分明示されていないから反対であるというような意見も、当時議会では行われました。まさに、反対が反対の理屈になっていないと私は思います。つまり、民意は、請願者の意図は、食料品など暮らしに係る消費税を減税してほしいんだという声について、国政に市議会として意見書を出してほしいという願いであったわけであって、あれこれの手續や計算方式やそれこれの問題に請願者が十分主張していないから、その請願が認められませんかなどという水準で議論してはいけないと私は強く思いました。

2年前、平成23年の話ではありますけれども、そういうことを可児市議会は1回やっていますので、消費税問題が出るたびに私はそういう点を主張して、本当に消費税を1円、2円と払っていく一般庶民の気持ちに立って、しっかり物事を考えなきゃいけないということでもあります。そういう観点から、内容及び手續論2点から、本陳情については聞きおきとして、今後の勉強の糧にすればよろしいというふうに思います。

発言は以上です。

委員長（山田喜弘君） その他ありますか。

委員（小川富貴君） 自由討議なものですから、とっても自由な発言をさせていただきます。

請願者が新聞販売店で、新聞の視点がかなり大きなウエイトで、食料品というよりもむしろ新聞のところであるというふうに思うわけですが、中段に書いてある「私ども、この国の新聞販売店は」、新聞販売店が主語で、戸別販売率が95%というという数字が載せられているんですけど、喫緊のいつごろのデータで95%と、どこを取り出して95%という数字を載せているのかちょっとよくわからないところなんです。全国的にこれが各議会に出ているとあれば、裏づけはとってあるんだろうというふうに思うんですけども、今の全国紙でいえば、かなり落ちてきているというデータが出ていますので……。

〔「戸別配布、配達」の声あり〕

どういう意味ですか。知っておったら教えてくださいませんか。

委員（伊藤健二君） そうそう、今酒井委員がおっしゃったみたいに、100軒の購読者がおったら、95人が戸別宅配で届けてもらっているという宅配率のことです、簡単に言うと。だから、それ以外はあと駅頭とか店頭とか、いろんな販売方法で購読しているということです。

委員（小川富貴君） 新聞をとっている人の比率でいくと95%ということなんですか。

委員（伊藤健二君） 今、あなたが言おうとしたのは、全国紙が何百万人をとっているんだらうという、国民の中の購読率というか、新聞を読む人が減っているということを言いたかったんだと思うけど、そういうことです。だから、ちょっと数字のもとが勘違いがある。

委員長（山田喜弘君） 小川委員、これは請願じゃなくて陳情ですから。

続けていただけますか。

委員（小川富貴君） わかりました。

副委員長（板津博之君） ちょっとまた手続論のほうに戻ってしまいますけど、議会基本条例の運用基準の中に請願及び陳情について書かれておりまして、この中で(11)番として、審査の依頼を受けた委員会は、請願の例により審査を行い、結果について次の区分により議長に報告すると。また、必要がある場合は、陳情者に結果を通知するものとする。

これは3つの区分に分かれておりまして、1つが採択すべきもの、2つ目が不採択とすべきもの、3つ目として結論を得ずという、括弧でこれは聞きおきということになっておるんですが、決してこの陳情をないがしろにするわけではなく、この内容からして、真摯に、この中にも書いてありますが、国民生活に与える影響に深く考慮し、慎重かつ十分な検討を実施した上で、軽減税率の導入の検討を講ずるべきだというふうに書いてありますし、食料品、日用品及び新聞等の生活必需品に軽減税率を適用することという、内容的にも私はすごく適正な陳情かというふうに思っておるんですが、先ほど申し上げたように現段階ではちょっと結論が得られないということで、聞きおきというよりは結論を得ずという区分にしたほうがいいのではないかと。もちろん今後の政府の動向は踏まえて、また我々もこの陳情については、今回は結論を得なかったけれども、さらにまた今後議会としても調査していく必要があるのではないかとというふうに思っております。以上です。

委員（小川富貴君） 私、お聞きして勉強させていただいたところなんですけれど、戸別配達率が95%という世界でも例のない精度の高い配達網を維持し、要するにこういう戸別配達率が高いこと、その結果、長い時代にわたって国民の知的水準を高く維持しという、これはとても主観的な言い方だというふうに思うんですね。これは、全部がそうなのかというふうに思うところでもないと思います。

今、板津副委員長が、新しい、今までは聞きおきだったのが、もう1つ……。

副委員長（板津博之君） 聞きおきでもいいんですが、もう1つが「結論を得ず」と。

委員（小川富貴君） 結論を得ずという最終決をしようという形でおっしゃったんですけれど、先ほど私自然に聞いていて思うのは、伊藤委員がおっしゃったように共産党も以前出さ

れた、そういったときの議論もあったということを考えれば、やはり陳情で上がってきていますし、もし請願で出されるんだったら十分できたはずで、その手続をされずに出ているわけですから、内容的なところ、手続上も、ここの今私が指摘した内容から見ても、今回は聞きおきというほうがふさわしいのではなからうかなというふうに、それで何ら問題はないというふうに思います。以上です。

委員（伊藤健二君） ちょっと中身の問題で若干、自由討議ですから意見を言ってみたく思うんですが、私個人は現行の日本の消費税については、存在そのものが正しくないという認識に立っています。それはそれとして、その上でいわゆる付加価値税、広範な投網を打つような付加価値税を世界各国が税収入の確保のためにやっているし、可児市の当局に消費税をどう考えるんだと言えば、年間8億円ぐらいの地方消費税という名目で税の還付が来ますので、独立した一つの大切な税収であるという認識であります。そういう意味で、付加価値税というものがこの世にあって、いろいろと議論があるということはまずは是認をした上で、この軽減税率をどう捉えるかという問題なんですよ。

簡単に言うと、この軽減税率というのはイギリスを例にとれば極めて明瞭であって、軽減の中にはゼロ税率も含めてあるわけです。だから、イギリスは17.5%だったものを2011年ですか、財政再建を名目にして20%に引き上げました。だから、17.5%から20%に上がったんだけど、国民全体としては余り強い反対は起きなかった。日本とは全然違うわけですね。

その一つの理由に、朝日新聞が解説するには、必需品はゼロ税率に据え置いたと。必需品とは何かというと、まず食料品、それから新聞、雑誌、書籍、医薬品など、などですからもっと細かくあるんだと思います。つまり、生活必需品、生活に必要な毎日使うようなものについては、食料品を初めとしてゼロなんです。だから、いわゆる付加価値税なんだけれども、決して物品税だけではないけれども、富裕税、物品税的な、たくさんお金を使う人の生活必需品以外で使うための税金という形になっている。だから、総体的には是認をされてきたんじゃないかというふうに思います。

だから、日本においても、そういうゼロ税率を含めて抜本的な検討をして庶民の暮らしを守るという観点がきちっと公明党からしっかり主張してもらって、なるなら、当座のあり方についていけば検討の余地は十分あると思うし、そういう意味から言うと、この新聞店の思いは通じるものがあるんですよ。だから、小川委員からは主観的な面があるわねというような、私もそれはこの記述に関してはそう思いますけど、新聞じゃなくてもネットで十分情報が得られるとって主張する方も市民の中には広くおられると思いますし、そういう意味で、新聞購読率が文字離れを含めて大変減っている中で、しかし、そういうものがあっても、こうした新聞を通じて生計を立てておられる方がたくさんおられることは事実であって、また新聞を読むことによって社会生活を保持している方はたくさんおられるわけですから、そういう人たちの単に利便性だけじゃなくて、社会的な生活様式を保障していくという点で、新聞店業界が今後も日本においては存立していく必要があると私も強くそれは思います。そういう意味で、この人たちの主張については、当を得た部分があるわけであるという

ふうに認識をしています。

軽減税率は、ゼロ税率を含めて生活必需品、暮らしの中の主要な部分については、原則的にそうすべきだというふうに私は主張したいと思いますが、今の政府自由民主党はそういう考えではありません。広く、あらゆるところのサービス提供に税をかけて、それを主要な国税収入にしようと考えています。社会保障の費用から、その他の大企業への減税の穴埋めまで消費税で賄おうとしているわけですから、これはもう30兆円、下手すれば40兆円というレベルになる規模だと思っています。一般税収が40兆円しか満たない状況の中で、30兆円に及ぶような消費税率を目指しているわけですから、それはもうとんでもない税体系。

だから、担税力のある階層、国民から適正な税金を取るという税体系の抜本的な改革抜きにこの問題をあれこれの議論で試してみても何ら解決をしない、そういう認識に立って、やはり市民の声をしっかりと聞く必要があるんじゃないでしょうか。私は、そういうことを強く主張したいと思います。以上です。

委員長（山田喜弘君） ほかになければ、自由討議を終了したいと思いますが、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これで自由討議を終了させていただきます。

今の自由討議の中で、聞きおきが妥当ではないかというような御意見がありました。皆さんにお諮りしたいと思います。

この陳情についての取り扱いを、聞きおきとすることについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、陳情第11号については、総務企画委員会聞きおきとさせていただきます。

先ほどの伊藤健二委員の質疑に対して、執行部から答弁がありますので答弁を求めます。
産業振興課長（山口和己君） 先ほど、伊藤委員より御質問のございました小口融資の貸し付け形式につきまして、条文中の根保証等の「等」の部分について御説明申し上げます。先ほどは申しわけございませんでした。

これは、根保証という用語は、特に固有名詞でやり方を示したのではなくて、全体的な総称として使われておるようです。実際には、この根保証にはどんなものがあるかということで、根抵当権、当座貸し越し、カードローンといったようなもので、限度額を設定して融資をできるというものを総称してこのような表現にしております。

この当座貸し越しというのは金融機関側から言う言い方ですので、借り入れる側からは当座借り入れというものでして、大枠を決めておいてその中で融資を受けられるということです。これは一、二年で更新していくという原則だそうです。

あと、手形割引につきましても、当然ながら極度額を設定することもあるということ、そこに今回電子債も入ってまいりますので、そちらのほうにも極度額を設定するということがあるということで、若干表現の仕方が変わっているというか、新旧で変えておるところだそうです。以上でございます。申しわけございませんでした。

委員（伊藤健二君） つまり、単なる表現上の問題だということの理解でいいわけですね。産業振興課長（山口和己君） はい、ちょっと今金融機関のほうに確認いたしまして、間違いないと思います。

委員長（山田喜弘君） 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

それではお諮りします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めますので、そのようにいたします。

では、以降の議事については担当の部長、課長のみで行いますので、担当以外の部長、課長は御退席いただいて結構です。

議事の都合により暫時休憩とします。

休憩 午前9時56分

再開 午前10時01分

委員長（山田喜弘君） では、会議を再開いたします。

次に、報告事項1．民間活力の導入による事務事業の見直しについてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策課長（牛江 宏君） それでは、よろしくお願ひいたします。

民間活力の導入による事務事業の見直しについてということで、お手元の資料5を見ていただきたいと思います。

可児市におきましては、事務事業について、できるだけ効率的に進めていくためということで、この1番にありますように現状と課題を踏まえた民間活力の導入ということを考えております。これは、ぼっちにありますように、ふえ続ける行政サービスを、限られた職員数でこなし、より創造的な業務に取り組む環境を整備するというを1つ目で上げております。

2つ目に、厳しい財政状況の中で、職員を増員することが難しいということから事務事業の執行体制の一層の見直しが必要ということで、民間活力をいかに使うかということで検討してまいったところでございます。

これは、民間活力のさらなる導入を積極的に推進したいということ、それから民間にできることは民間にという基本姿勢で事務事業全体を継続的に見直しまして、適切な時期に適切な手法で導入をしていきたいということを考えておるところでございます。この話につきましては、以前よりずっと検討してまいりましたが、ことしの7月ごろに庁内でこの方針を打ち出したところでございます。

2番目の民間活力導入による期待の効果でございますが、1つは今申し上げました職員がより創造的な業務に取り組む環境を創出したいということでございます。これは、言い方としてはちょっといいかどうかはありますけれども、単純な事務を職員が請け負うのではなく、

そういうものについては極力外注化して、職員自身は政策的なフォローをできるとか、そういうような仕事を積極的にできる環境をつくりたいということでございます。

それから、2つ目にコストの削減でございます。

これは、正規職員が担っている業務への導入については高いコストがあるという面もありますので、そういうところについては民間導入することで削減も図ってきたいということでございます。

それからもう1つ、民間事業者をお願いするということにつきましては、特に地域、地元事業者に入っただくことで地域経済の活性化にもつながるということで、その辺の雇用の創出も期待してこういうことも取り上げておるというところでございます。

3番目に、民間活力導入に当たっての基本的な考え方と取り組みということでございます。対象でございますが、基本は全ての事務事業というところでございますが、次の5項目につきましては例外という形にしております。これは、法令等で規定されておったり、許認可とか、市税の賦課徴収、滞納処分などの公権力が必要なものとか、事業計画、予算編成などの政策形成の関係、それから人事、予算執行など内部組織の管理に関するもの、それから情報公開や入札などの秘密保持や公平性、公正性の維持が必要なものについては対象外ということでございますが、それ以外のものは全て基本的に民間活力が導入できるかどうかという検討をするという対象としております。

裏へ行きまして、それに対しての主な手法でございます。

民間活力を導入するに当たっては、どういう方法があるかということで大きく4つ挙げさせていただいております。

1つ目には、業務委託でございます。これは、今も一部でこのような形をとらせていただいておりますので、契約に基づき民間企業に委託するというもの。それから、指定管理者制度、これも地方自治法に基づいて、公の施設について管理権限を代行させるというもので、今11施設が導入しておるという状況でございます。それから、3番目に民営化ということで、これは完全にサービスの提供や事務事業の実施主体を移譲するというものでございます。それからその他の方式で、なかなかうちでも適用ができるかどうかというのは難しいところもございますが、方法としてということで挙げさせていただいたのが、公営住宅の管理代行制度ということで、これは公営住宅に限っておりますが、県内で導入している市もあるようでございます。それから、PFIのコンセッション方式ということで、所有権を有したまま運営権を民間企業に譲渡するというものもあるようでございますが、これについてはなかなか全国事例もないようでございます。

それから、導入の流れでございますが、今申し上げました民間にできることは民間にということで、全事務事業を対象にして順次導入ということでございます。

4番目でございますが、今までに取り組んできた状況でございますが、7月から8月に各部署に導入の可能性の検討をお願いしまして、それに対して調書を出していただいて、可能性のヒアリングを行いました。8月から個別調整や検討を行っておりまして、現在、最後の

5番目でございますが、次年度実施を検討している事務事業としましては、住民票等の交付、旅券発給申請受け付け等の窓口業務の民間委託化ということで、これは市民部市民課が予定しておるところでございます、予算要求もしておるというものでございます。この件につきましては、あすの建設市民委員会にて詳細の検討をしていただくということでございます。

本日の総務企画委員会では、この方針に基づいて行政のほうは動いておるということをおまじ御報告させていただきますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

委員長（山田喜弘君） これより質疑を行います。

委員（伊藤健二君） 主な手法のところのその他の欄で、全国的には例がないという説明をされた運営権を民間の外部に譲渡する方式ですが、これはこういう横書きで説明しないといけないですか。何か単一な言葉はないですか、何々方式というような。それと、そういう方式として、管理方式とはどういう差があるのでしょうか。

聞こえなかったかな。もう一遍言います。

公共施設の所有権を市が有したまま運営権を譲渡する方式は、1つは例えばPFIと書いてある中に書いてあるけど、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の中にそういうふううたってある。じゃあ、PFIというふうに言えばいいということですかということですよ。

それからもう1つは、このPFI方式なるものと現行である、いわゆる指定管理者方式の指定管理の事業体を選ぶということとはどの程度違うんですか。

総合政策課長（牛江 宏君） まず、名前につきましては、済みません、ちょっと法律を今手元に持っておりませんので、再確認をさせていただきます。

それと、済みませんが、この件については、私もまだ勉強中のところがありますので、具体的に指定管理者制度とどこが違うのかという具体的な説明ができませんので、申しわけございません。少し時間をいただいて、後日説明をさせていただきたいと思います。

委員（伊藤健二君） では、後日ということなので、ついでにですが、後日返答していただきたいのは、可児市にはPFI方式により学校給食センターの新改築をなし遂げたといって、視察にも他の自治体が来ていますね。だから、PFI方式で可児市はその後の運営についてはやっていませんが、建物の管理維持及び償却についてはPFIで建てたということだと思うんですけど、その可児市の学校給食センターの建設手法はPFIだけど、その後の運営は別なので、ここで言うPFI、コンセッション方式とは同じなのか、同じでないのかということについて、またわかるような説明をしてください。大体予想はついているんですけども、よろしくお願います。

総合政策課長（牛江 宏君） 基本的には、ここで言っているコンセッション方式とは異なるということには認識しておりますが、詳細については、済みません、後日説明とさせていただきたいと思います。

委員長（山田喜弘君） そのほか発言はありませんか。

委員（伊藤健二君） きょうは報告ですので、これで何か審議しようとかいう議論ではあり

ません。

ただ、私はずっと流れを見ていて、小泉純一郎自由民主党内閣の時代に、いわゆる民間活力の導入によって、民間にできることは民間にという基本姿勢をまさに掲げて、いわゆる自治体の仕事に至上主義、あるいは新自由主義の形で自治体を民間化させようとする流れが大きく持ち込まれました。

このいわゆる新自由主義による自治体改変という問題は、結果としてどういうもくろみをしようと、結局のところ自治体の公的責任、地方自治法の第1条、第2条等に記載するような市民の暮らし、福祉を増進していくという流れに結果として逆行する。つまり、コストの削減はできる、あるいは一部の中・大手企業に民営化が図られるという形があっても、なかなか職員が創造的な業務に取り組むような環境の創出にはならないし、下手をすればコストの削減といっても、美濃加茂市の学校給食センターのように民営化することを決めて試算をしてみたらコストが上がって、逆に持ち出しがふえるというような具体的事例まで引き起こすような内容になっている。

また、地域経済の活性化といっても、市内事業者の活力を優先的に導入したいと願っても、競争の原理が先に働きますから、小さな市内事業者では対応できないという形で、結局のところ中・大手に流れていかざるを得ない。そして、一度流れたそうした業務は、もう市内事業者なり、直営に戻すということはなかなか大変な事態になる。これが資本主義の競争の原理です。そういうことをやっていけば、結局市民サービスの向上にはつながらない、そういう結果がもう見えている。どうしてこの10年前後のこの時を経て、改めて今可児市政が民間活力の導入にかじを切らなきゃいけないのか。今までかじを切っていかなかったわけじゃなくて、民間活力その他でみんなほとんど丸投げしてきていて、新たに直営でやっているような、別に市バスがあるわけじゃなし、地下鉄があるわけじゃなし、直営しているというのは市営住宅その他ぐらいしかないじゃないですか。

ですから、そういう状況なのに新たに民間活力導入ということは、まさにこの間の自由民主党地方政治で行われてきた市場化テスト、外注化方式を改めて事細かに可児市政の中に取り込んでいこうという流れだというふうに理解をします。そういう点で、そうした流れには極力問題点を指摘して、市民サービスが後退しないように主張してまいりたいというふうに強く思いますので、あらかじめ御承知おきください。以上であります。

総合政策課長（牛江 宏君） 御意見ありがとうございます。

お受けする部分については真摯にお受けしなければいけないと思いますが、私どもがなぜ今の時期なのかということを少し補完だけさせていただきたいと思います。

これは今さら御説明するまでもなく、私ども職員のほうは500人少々の定数の中、プラス300人、400人という期間業務職員を雇ってやっているという体制がそもそもいいのかどうかということも根底にはあります。その中で、かなり期間業務職員を雇うこと自体に、私どもとしては市民サービスを低下させないように低コストでということを実質的にはやっているというのは認識としてはしております。

ただ、それを今後も期間業務職員をこういう形で雇いながら、市民サービスの継続をしていくのか、特に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の関係で、3年を期間として更新していかなくちゃいけないという制度になって、本当に市民サービスが継続できるのかというのが大きな視点の一つであることは事実です。

あす説明させていただきます市民課の窓口業務につきましても、まさにその辺の問題点を整理する中で、市民サービスを低下させずに、いかに継続できるのか。その中で、正職員でやるのが適切かといいますと、それはもう正職員をふやすしかないということの選択ではなしに、ほかがないかということで民間活力の導入ということを提案させていただくというものでございます。

そのために、あした委員会の中では報告があると思いますけれども、コスト的には増加するということと出てくることとでございますので、必ずしも民間活力の導入イコールコストの低下というところにはつながらないんですけれども、サービスを継続的にできる体制をつくるということも大きな私どもとしての考えだろうというふうに思っておりますので、今従来正職員だけでやってきたということであれば、サービスの低下ということもあろうかと思いますが、今のような体制の中でいけば、ある程度のサービスを維持、または向上させるということも踏まえて今回のこのような方向を今の時点で出したということもありますので、そこら辺については捕捉という形で説明をさせていただきます、また今後御意見をいただきたいと思っております。

委員（小川富貴君） 今回のこの説明、民間活力の導入による事務事業の見直しについてという計画自体ですけど、今課長がその目的の大きなものの一つとして、期間業務職員の問題を挙げられました。ただし、この2点目に導入による期待、効果ということで、その目的であるというように羅列書きをしてあるわけでございますが、本当にこの狙い、何で今これをやるんですかとお聞きしたときの答弁はどういったものがございませうか。

総合政策課長（牛江 宏君） ここに書いてあるとおりでございますので、この3つを私どもとしては効果として期待しているというところでございます。

委員（小川富貴君） ならば、ある程度の目標があって計画を組まれているんだと思うんですけど、当然のようにぴしっとしたものはなくても、おおよそどのくらいの期間の中にどのような形を持っていくというような計画はお持ちでしょうか。

総合政策課長（牛江 宏君） これは、2枚目の(4)のこれまでの取り組みのところでも少し触れさせていただいております導入可能性については、各課に対して調査をかけましてヒアリングまで行ったところでございます。その中では、まだまだ各課については、この方針でどこまでそういうような民間活力の導入ができるかということが精査されていない部分もありますので、現時点でどこまででどれだけのという目標は持っておりません。

ただし、できることから少しでも取り組んでいきたいということがありますので、今回この委員会のほうでは資料として添付させていただいておりませんが、各部署に対しましては、それぞれの事務事業で導入した先進事例などを例示しまして、それを見てもらいながら、ど

のような可能性があるかということで探っていただいているという状況でございますので、今後そこら辺については順次出していくということで予定をしております。

委員（小川富貴君） やはり多分こういったものが、例えば業務委託等に付することができるというような例示、類似を提示されているんだろうと思うんです。

その提示されているようなものは、現実的に各課に出された例示、類似はどのくらいの数に及ぶんでしょうか。

総合政策課長（牛江 宏君） 手元に例示の種類としては挙げさせていただいておりますので、20や30はありますので、それを各担当部署がどこまでの事務としてそれを1と数えるかどうかというのもありますので、それが数だけといえ、そういう程度はあるというふうに認識しております。

委員（小川富貴君） そのことによって、期間業務職員を減らすということにつながり、あるいは職員の増減にもかかわってくるものになり得るものでしょうか。

総合政策課長（牛江 宏君） もちろんそれはあるというふうに認識をしております。

個別の事例をお話ししますと、その議論になってまいりますので他部署の話ではなかなか難しいんですが、例えば、私ども総合政策課で所管しております広報発行業務についても、他の自治体の中ではもう完全に民間委託しておるところもございますので、そういう意味でいけば、事務を執行する職員の数が1、もしくは2減らせるという、うちの場合でいけばそういう可能性はあるんですけども、ただ、今、可児市の広報紙の発行を民間に委託するかどうかという議論はうちの内部ではまだし切れていないので、そういう意味でいけば同じようなことが他部署でも言えるのではないかというふうに思っております。以上でございます。

委員（酒井正司君） 意欲はまず買いたいと思いますのであえて反対はしませんが、ただお願いとして、やっぱりPDCAサイクルをしっかりとチェックして、特にC、Aの部分ですな、評価をしっかりと、さらにいいものにグレードアップしていただきたいと思うんですが、ただ、この期待、効果のコストの削減というところなんです、先ほど民間に委託すると高くなるというケースも出てくるということで、本来の小泉政権の当時の格差社会を助長したような経緯があるので、必ずしもコストだけが優先しないようお願いして市民サービスの向上につなげていただきたいと思うこと。

それから、これに関連して、民間委託というよりも民間手法の吸収といいますか、民間に委託するということはいいいことがあるからやるわけでしょう。でしたら、その手法を学ぶべきだと思うんです。ですから、これの直接のテーマではないんですが、そういう視点からもぜひお考えいただきたいというふうに思います。以上です。

総合政策課長（牛江 宏君） ありがとうございます。

最初にお話しいただきましたPDCAサイクルにつきましては、今回申し上げました市民課の窓口業務につきましても、先ほど申し上げましたように、コストについては期間業務職員からの振りかえですので、決して下がるという話にはならないということですが、それが

もし正職員でやっておれば当然削減になるという、そこら辺も含めて検証をしていく必要がありますので、まず導入して、その中でコストの部分、それから住民サービスの部分がどう変化していったのかというのはしっかり見させていただきたいというふうに思っております。委員長（山田喜弘君） なければ、この程度で終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

報告事項1については、これで終了とさせていただきます。

続いて、報告事項2、市自主運行バス（さつきバス・電話で予約バス）の再編後の状況報告を議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策課長（牛江 宏君） 引き続き申しわけありません、よろしくお願いいたします。

市自主運行バス（さつきバス・電話で予約バス）の再編後の状況報告でございます。

これは、実は11月の市議会のほうの議会報告会のときに、ある会場で質疑もあったということで出させていただきました。市議会のほうでは、公共交通、さつきバスとか電話で予約バスを議題として取り上げていただきまして、説明をされた後にそのような質疑がありましたので、このようなものとなったということをお願いいたします。

市の自主運行バスにつきましては、10月1日から再編をしておりますけれども、その経緯につきましては、ことしの6月ぐらいから市議会のほうに御説明を申し上げまして、その中で進めてきたというところでございますので、その辺については省略をさせていただきます、実際の利用者数等についての説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1枚目のほうの表でございます。

さつきバス・電話で予約バスの全体利用状況でございます。

これは4月から11月分まで集計が終わっておりますので出させていただいております、10月の再編後、少し利用者数が少なくなっているところでございます。今後、11月、12月とだんだん寒くなりますと、利用者数が例年減る傾向ではございますが、それにプラスして少し利用者が減っているのは実態としてあります。

隣が運行便数でございますが、10月から一気にふえております。これは、1つは中心循環線という市内を循環する便が1日10便ふえております。それ以外のところでは、桜ヶ丘線が往復で1便、それから兼山線が週3日でしたが、週6日になっております。それから、それ以外に東部線が中心循環線に入ったときに別々のカウントをしておりますので、倍以上の計算になっておることでございますので、よろしくお願いいたします。

なお、運賃収入につきましては、月ごとの変化でいきますと、10月には定期券の発行が当初ありましたので、かなりふえておりました、11月が少し落ちついたところですが、従来の月と比べますとふえておることでございます。これは定期券という一つの制度ができたということもありますが、現金収入がかなり伸びております。これは今まで65歳以

上の方が100円で乗車できたものが200円という形をお願いしておると、この件については委員会のほうで説明をさせていただいているとおりでございますので、その辺で高くなっておるといふことでございます。

ただし、利用者数についてはかなり1便当たり減っておりますので、この辺についてまだまだ私どもとしてはPR不足であろうということをご認識しておりますので、していきたいと思っております。特に中心循環線につきましては、中心部を移動するだけの方がかなり少ないのではないかといいようところがございまして、私どもが当初狙ったところと外れておる面もございまして、そういうところのPRは十分していきたいと思っております。

それから、下段に行きまして電話で予約バスでございます。

電話で予約バスにつきましては、10月から中心部、下恵土・広見地区での新規がふえたということ、それから一部区域で変更があったということでございますが、その中で利用者数については、やはり地区がふえた分だけ伸びておるといふ状況でございます。それにつれて、運賃収入もふえておるといふところがございます。大きく変化があるといふところではございませんが、もう少しこの辺については、変化の状況を見ていきたいといふところがございます。

裏へ行っていたきまして、利用者数の経年変化でございます。

平成20年からだけ載せてございますが、平成20年当時はさつきバスだけございました。平成21年から電話で予約バスの試験運行が入りまして、平成22年から本格運行、そして平成23年、平成24年と地区をふやしてきておるといふところがございます。全体としては利用者数、双方合せて7万5,000人強といふところがございます。おおむね同じぐらいの利用者数が今年度も出ておるといふところがございます。

横2つ飛びまして運行補助金でございますが、平成21年の6,000万円をピークにしまして順次下がっておるといふところがございます。この再編に伴いまして、どの程度の運行補助金が必要かについてはもう少し様子を見たいと思っておりますが、今回の再編に伴いまして幾つか国の補助金を新規にいただけるコースができましたので、市からの持ち出しについては同じぐらいで何とかおさまらないかなといふところがございます。

ただし、さつきバスにつきましては、かなり古い車両があるといふようなことで、来年4月以降でございます。これは予算の関係もございまして、そちらのほうで御了解いただけたらという前提になりますが、新規に導入をしたいと思っております。

ただし、さつきバスを1両買いますと1,800万円ほどしますので、現在のところ委託業者と協議をしまして、委託業者の償却資産として保有いただいて、私どもに運行経費として上乘せいただくといふようなことで調整中でございます。そのほうが全体の費用としても安くできるという見込みもございまして、そのような形で提案をさせていただく予定でございます。

それから、一番右へ行きますと、1人当たりの補助金でございます。

今年度前半までは、ずうっとさつきバスが1人当たりの補助金額が下がってきました。逆

に電話で予約バスについては上がってまいりました。その中で、ことし上半期に入りましてほぼ同じぐらいの金額になりましたが、10月からさつきバスの本数がふえておるといようなこともありまして、さつきバスの1人当たりの補助金が上がっておるとい状況でございます。

これは、済みません、今申し上げましたように現状の報告というところでございますので、よろしくお願いいたします。

委員長（山田喜弘君） これより質疑を行います。

副委員長（板津博之君） 報告ありがとうございました。

議会報告会のほうでもその後どうなんだという、ただ、10月からのことなので、なかなか今の段階でどうだというふうには判断しにくいところもあるかと思うんですが、ちょっとお聞きしたいのは、実際の運行上の話なんです、春里公民館での議会報告会のときに、現状、10月からのダイヤ改正を行ったことでかなりタイトな運行状況になっておって、何か遅延することが、かなり利用者の方が待たされるようなことが起きているというふうな御意見もあったかと思うんですが、その辺はどうなっておるのかというのをお願いしたいんですが。

総合政策課長（牛江 宏君） 私も春里公民館の議会報告会には出させていただいております、その意見はお聞きしております。

その中で1つ気になりましたのは、まずバスが恒常的に遅延するという、特に西部線を中心にしてということでございます。私も実際乗っております、5分から多いと10分程度おくれる可能性はありますので、最初のダイヤを組むときに、委託事業者の東濃鉄道とは調整して、前から遅延する傾向があるので、しっかりダイヤを組んでほしいというお願いをした結果がこれでございますので、一度その辺は検証するよということ東濃鉄道にお願いをしておるところでございます。それによつてはダイヤを組み直すということもありますけれども、ただ、そうしますと、例えば朝・夕のラッシュ時には遅延するけれども、昼間は遅延しないということの可能性があると、朝・夕のダイヤに、要は停留所間の分数を変えていかなきゃいけないということもあり得るので、ちょっとその辺の柔軟な対応が可能かどうかということを含めて申し入れをしながら協議をさせていただきたいというふうに思っております。

それからもう1つ、春里公民館の議会報告会のときにありましたように、狭い道を通るのでおくれるということがあって、乗り継ぎができなかったという話をいただきました。私は、これについては非常に大きな問題だというふうに認識しております、乗り継ぎができるようにそもそも余裕を持って乗り継ぎの時間をとっておったのに、それができなくて利用者さんごめんなさいという話はないという認識ですので、そこについては強く申し入れをしまして、バス間の連絡をとるなり、しっかりしていただきたいということも申し入れながら、しっかり体制を整えるというつもりでございますのでよろしくお願いいたします。

副委員長（板津博之君） そこまで承知されておられれば本当にいいかなと思うんですが、課長もほぼ全ての議会報告会に出ていただけていたので、やっぱり議会報告会のほうで実際

の利用者の方の御意見をできればお聞きしたかった。春里公民館は特にそういう意味では、使われている方の率直な意見を伺えたかなというふうに思っておりますが、今後も利用者の方の声を聞きながら、またふぐあいがあれば、なるべく早くまた対応していただいて、利用者の数がふえることももちろんですけれども、そればかりに気をとられて実際の利用する中で弊害があってはいけないという部分で、またしっかり対応していただければいいかなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

総合政策課長（牛江 宏君） 済みません、一言だけお願いいたします。

まさに、利用者の声というのは私ども重要だと思っております。ここでお願いでございますので、ぜひ議員さん方にも一度乗っていただきまして、何がよくて何がいけないのかという生の声をお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長（山田喜弘君） なければ、報告事項2を終了いたします。

次に、委員会質疑、可児市指定金融機関の業務遂行状況についてを議題といたします。

執行部の説明の前に、この件については委員長のほうから一言申し上げます。

この件については、11月16日平牧公民館において開催された議会報告会で、十六銀行が本市の指定金融機関であることについてふさわしいかどうか検討していただきたいとの御意見が寄せられました。議会として調査を行い報告をするとしたので、下記の項目について今回会計管理者から説明を求めるというものであります。

では、執行部の説明を求めます。

会計管理者（平田 稔君） それでは、あらかじめいただきました御質問に基づきまして、順次御説明をいたします。

まず、1番の指定金融機関の指定の経緯についてでございます。

地方自治法施行令第168条第2項の規定によりまして、指定金融機関は議会の議決をいただいて指定をするということになっております。

まず、昭和48年4月1日に十六銀行を指定金融機関として指定しております。その後、昭和58年4月1日からは、東濃信用金庫と十六銀行の2つの金融機関を2年交代で指定するようになっております。現在は、ことしの平成25年4月1日から十六銀行を指定しているという状況でございます。

それから、2番目の指定金融機関としての基準は何かという御質問でございます。

地方自治法や施行令の中には、指定金融機関としての基準は特に定められておりませんが、地方自治法や地方自治法施行令の中には指定金融機関としての業務が書かれておりますので、例えば、市からの預金の預け入れができること、それから市の預金口座への第三者からの振り込みを受領できること、それから口座振替の取り扱いができること、市が当該金融機関を支払い人とする小切手の振り出しができること、それから遠隔地の債権者に対する送金手続ができること、それから手形交換所における手形交換に参加できることなどが挙げられておりますので、これらが指定金融機関の要件になると考えられます。

それから、3番目の指定金融機関に委託している業務内容と本市のメリットについてです

が、委託している内容といたしましては、まず公金の収納と公金の支払いがございませう。公金の収納といえは、具体的には税金ですとか国からの交付税とか補助金、それから使用料やら保育料やら給食費などなどの収納でございませう。それから、公金の支払いについては、給料や報酬や補助金やら委託料、医療費、児童手当といったさまざまな支払いがございませう。それ以外に、指定金融機関との契約の中で、派出所の設置をお願いしてございませう。この派出所の窓口で税金とか、いろいろな使用料などの納付をすることがございませう。

それで、市としてのメリットでございませうが、何より出納事務の効率的な運営がございませうということと安全が図られるということ、それから市民や債権者の方にとっても利便性の向上が図られるということが挙げられると思ひませう。

続きまして、本市の公金の支払い件数等でございませう。

11月分の件数ですが、収納件数がトータルで5万7,278件、金額にしますと約42億3,700万円です。それから、支払い件数は5,760件で金額が約36億900万円、以上が11月分の収納支払い件数と金額でございませう。

それから、指定金融機関からの取引改善要望はあるかにつきましては、ありません。

続きまして、6番の指定金融機関の検査の結果についてでございませう。

市では、地方自治法施行令第168条の4第1項に基づく指定金融機関の定期検査を毎年行っております。ことしは、11月28日に十六銀行可児支店におきまして実施いたしました。

検査の内容は、公金の収納事務、公金の支払い事務及び預金の状況等々を検査するもので、それぞれ具体的な内容を御説明いたしますと、まず公金の収納事務につきましては、収納代理金融機関から指定金融機関へ送られてきた収納金につきまして、それぞれ納入通知書による収納とか口座振替による収納等々ありますので、それらが適切に処理されているかどうかの確認をいたしました。それから、公金の支払い事務につきましては、小切手による支払い、口座振替による支払い等の事務が適正に行われているか、支払い伝票等が適正に保管されているかなどを確認いたしました。それから、預金残高の照合ということで、指定金融機関に保管してある会計管理者口座の帳簿と預金残高が一致しているかを確認いたしてございませう。そのほか、帳簿、証拠書類の保管状況とかその他の聞き取りなどを行ひませう。

検査の結果、全ての項目について、指定金融機関として適切に処理されているということを確認いたしました。以上でございませう。

委員長（山田喜弘君） これより質疑を行ひませう。よろしいでしょうか。

委員（伊藤健二君） 幾つかの指定金融機関候補があるかと思ひませうが、先ほどで基準は何かという問いに、特になくて、業務の指定項目があるということで6点ほど紹介していただきました。それで見比べるとどうなんだろうかと思ひませうが、農業協同組合及びゆうちょ銀行は現在指定金融機関になってございませうが、これらはそういう申し出が過去あったのかなかったのか。それから、この6つの業務については、なし得るのかどうなのかというか、そういう資格要件としては該当するのかもしれないのか、その辺はどんな状況でしょうか。

会計管理者（平田 稔君） まず、先ほど6項目から考えますと、一般的な銀行、信用金庫、

それから市内にありますのは労働金庫とか商工信用組合などありますが、いわゆる金融機関と名乗られるものについては、ほぼ指定金融機関になることが条件的には問題ないというふうには思います。

ただし、農業協同組合については、一部組合員に限られるという業務があったりするというので、制限が以前はあったんですが、現在はほかに金融機関がないような山間部などでは指定されている状況があります。それから、ゆうちょ銀行につきましては、現在はまだ正式には指定金融機関になるようには認められておりませんが、昨年度からほかに金融機関がない場合に限って、全国的にも20町村ぐらいしかないんですけど、そういうところに限っては指定することができるというふうに改正がされましたので、可児市では現在のところ指定できる状況ではありません。

副委員長（板津博之君） 現状、その十六銀行と東濃信用金庫と2年交代でということなんですけど、今後もこの体制というか、市としては2つの金融機関を指定金融機関としてやっていくということによろしいでしょうか。

会計管理者（平田 稔君） 東濃信用金庫が昭和58年から追加に指定されました。そのときの様子を確認しますと、どうも周りの市でも交代制というふうになってきておるといことと、東濃信用金庫からやはり指定金融機関にしてほしいという要望があったというふうに聞いておりますので、そういうことで多分当時は2行体制になったんですが、現在のところ、それ以外の金融機関からは指定してほしいという要望はありませんので、しばらくの間はこのままだというふうに考えております。

委員長（山田喜弘君） ほかに発言はありますか。

〔挙手する者なし〕

なければ、この議題を終了いたします。

次に、報告事項3、「地域防災計画」の修正についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） 地域防災計画は、ことしの8月に見直し、修正を行ったところがありますけれども、災害対策基本法の一部改正がございまして、この年度内に改正を行って準備をして4月から仕事にかかるというような案件が出てまいりましたので、このあたりの説明をさせていただきます。担当課長から説明をいたします。お願いします。

防災安全課長（細野雅央君） それでは、地域防災計画の修正について御説明をいたします。

東日本大震災を契機といたしまして、災害対策基本法が改正されたところでございます。第1弾が昨年の6月に公布されましたが、今般第2弾改正が6月21日に公布をされたところでございます。

あらかじめお手元にお配りしました資料ナンバー3をごらんください。

今回の災害対策基本法の一部改正の法律概要は、この資料ナンバー3の1ページ目にあるところでございますが、今回委員会として説明する内容は、地域防災計画の修正に係る件でございますので、法律改正の内容は逐一説明はいたしません。関係する部分のみ説明をさせ

ていただきます。

この中で、大きな四角の箱の左側、白抜きで1、2、3、4、5とあるんですけど、左側にございます白抜きの2、住民等の円滑かつ安全な避難の確保の部分の4つの薄い黒丸印がありますが、その2番目です。ここの部分について、地域防災計画の修正を要する事項が含まれたところでございます。

今回の法律改正で、新たに避難行動要支援者名簿という制度が打ち出されました。この件について、地域防災計画の修正を要することから、今回の委員会に事前に説明をさせていただくということでございます。

この制定の背景でございますが、同じ資料ナンバー3の1枚めくっていただいて、3枚目、避難行動要支援者名簿関係というほうをごらんください。

制定の背景でございますが、これまでは民生・児童委員が中心になりまして、どちらかといえば自分が災害時要援護者と思われる方の、いわゆる手挙げ方式によって名簿がつけられたという制度でございました。この制度につきましても、ほぼ全国的に普及はしておりますけれども、さまざまな課題を抱えていたという現実がございます。

全国的に見て一番の課題は、この名簿の作成とか運用、利用に際して、それぞれの自治体が制定した個人情報保護条例に抵触する可能性があるということでございます。すなわち、災害時、あるいは平時にその名簿が使えたり使えなかったり、自治体によって対応がまちまちという課題がございました。

そこで、全ての市町村において、災害時においては必要な個人情報の利用が可能になるように、法律によって明確な根拠を設けるとしたものでございます。

制度の内容でございます。

市町村長は、居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、みずから避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者を「避難行動要支援者」というふうに言いますが、その避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他避難行動、要支援者の生命・身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿、これが避難行動要支援者名簿でございます。この名簿を作成しておかなければならないというふうに規定をされました。

この当該規定の施行日につきましては、来年、平成26年4月1日でございますけれども、この法律が公布された後に、いろんな国のガイドラインが示されたり、ある地域ごとに国からの説明会がございました。この説明会によれば、施行日の来年4月1日までに避難行動要支援者名簿の策定、活用に係る事項については、あらかじめ地域防災計画に定めるということにされたものでございます。

じゃあ、地域防災計画に何を定めるのかということにつきましては、今の3枚目のちょっと薄く黒く網かけをしてあります準備段階という欄の市町村が行うことという項目がございますが、その下のほうに地域防災計画に定める事項ということで丸が7つありますが、この

7項目、避難支援等関係者となる者から7つありますが、こういったものをあらかじめ各市町村ごとに定めておきなさいという規定になっております。

これは、法律は施行後にこういった一定の避難行動要支援者の名簿がスムーズに作成できるように、その施行日までにこういった一定の条件をあらかじめ決めておきなさいというものでございます。

名簿の利用とか提供に際しましては、今の同じ資料の一番下の実施段階、もう少し黒い網かけがしてありますが、実施段階で、平常時においては、本人の同意が得られた場合はあらかじめ一定の支援機関に提供することができます。それから、災害発生時におきましては、本人の同意の有無にかかわらず提供が可能という規定になっております。

現在、可児市において、この避難行動要支援者の範囲をどういうふうに定めるかというような検討を行っている最中でありまして、今後のスケジュールといたしまして、なるべく早く市の案を策定し、来年にはなりますが、防災会議で審議をしていただきたいというふうに考えております。

今回、新しいスタイルで地域防災計画をつくりましたので、概略の部分についてのみ本編で規定し、細かい内容は資料編で具体的に記述をするということになるのではないかとこのように考えております。

なお、1ページ戻っていただいて、ちょうど資料ナンバーの書いてある裏側です。

地域防災計画に記載すべき事項についてというのがございます。今回は、ほかにもいろいろ改正内容が多岐にわたっておりますけれども、市町村の地域防災計画で必ず定めなければならないものと、それぞれ各市町村で検討した結果定めたほうがいいよというものが示されております。今の避難行動要支援者に関する事項については、必ず来年の3月31日までに規定をしなければなりません。今回は、必ず修正をする項目について防災会議に諮るといふことにいたしたいと思っております。

なお、この定めることが望ましいものにつきましても、 、 、それから の部分については、来年4月1日が施行というふうになっております。 、 、 については、公布であることしの6月21日に施行しているということでございます。

この定めることが望ましい事項につきましても、改正内容とか改正の政省令の基準などを踏まえて、可児市の現状とこれらの項目をもし可児市の地域防災計画に位置づけた場合における新たに実施しなければならない事務事業の有無であるとか、その実効性の程度、あるいは予算を伴うものも当然あるかと思っておりますので、そういったものを勘案しながら、地域防災計画に載せるかどうかの必要性があるかを検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長（山田喜弘君） これより質疑を行います。

副委員長（板津博之君） ちょうど一般質問で私も災害時要援護者の件は質問させていただいたんですが、現状の災害時要援護者台帳は、非常に使いづらいというのは健康福祉部長も答弁されておりましたとおりでと思うんですが、一応国からこういうふうに来て、地域防災

計画に反映なり、名簿の作成というのはめどとしてはいつごろになりそうでしょうか。

防災安全課長（細野雅央君） この現行の制度でということですね。

名簿が完成するのは、実際平成26年4月1日以降にまず対象となる方をずうっと各行政機関が持っているいろんな情報、例えば障がい者であるとか要介護認定者であるとか、そういったものを集めるとともに、今ある情報に、例えば連絡先とか電話番号とか、どうしてこの方は災害時要援護者なのかと。例えば、障がい者の1級とか、療育手帳の1とかというような内容を付加して行って名簿をつくらなければなりませんので、具体的にいつできるのかというのはちょっと明言はできません。

今の災害時要援護者台帳についても、それが完成というか、今は手挙げ方式ですので、完成というのがないんですよ。常に更新していくという、今回のものについても、例えば、特別養護老人ホームに入所したとか、亡くなったりとか、転出したとか、逆に新たに転入された方、新たに障がい者認定を受けた方、要介護認定を受けた方というふうで常に日々更新をしていきますので、まず大枠となるものについてまずきちっと名簿をつくって、それから日々の更新をしていくということになりますけれども、ちょっと具体的にいつまでにというのは、内容がまだ固まっておりませんもんですから、ごめんなさい、ちょっといつまでにということとは明言はできません。

委員（小川富貴君） 私の地域でも皆さんの議論をお聞きしていると、とにかく何かがあったときに、本当にみんなで救いたいというお気持ちで議論がされているんです。本当にそういう視点だけで議論がされているんですけど、一方でこういう名簿というのは、もし名簿がつくられたとき、物すごく悪く使おうとする人たちにとっては物すごく貴重な財源になるようなものになるんですね。とって反対の面が大きいものですから、取り扱いについても、今行政の職員が守秘義務を破って犯罪に至ったということもあるわけですけど、特にこの名簿についての取り扱いということになると、結局民間に知らせなければいざというときに役に立たないけれど、民間に知らせるタイミングとか、知らせる方法とか、知らせる人とかということの議論が、ちゃんとという言い方はおかしいんでしょうかね、し尽くされなければならないかなというふうに思いますけど、どうなんでしょうか。

防災安全課長（細野雅央君） 国のガイドラインにつきましては、名簿を提供する先についての一つの例示が都道府県の警察、それから消防署、いわゆる常備の消防とか民生・児童委員、自主防災組織、あるいは社会福祉協議会、それから福祉のいろんな事業所とかというのが例示されています。特にその中で、やはり自主防災組織というか、自治会なんかですと、その辺の守秘義務というのが公的機関とか民生・児童委員のように守秘義務があるわけではないもんですから、そのことをこの7項目の中の丸の5つ目の名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するための云々ということを地域防災計画に書かなければならないんですけども、例えば、これも今の国のガイドラインで示された内容でいきますと、とにかくやっぱり性善説に立つのかどうかというのもあるんですけども、やはりこの名簿というのはこういうものですよということで、きちっと最初に配付するときによく説明をしたりとか、研修

をしたりとか、その名簿がちゃんと保管されているのか。できれば施錠ができる何か金庫的なものに保管をする。民間なんかですと、実際に協定を結んだりして、そういった情報漏えいの防止を担保するよというところが今の国のガイドラインで示されているので、そういったことで対応していくのかなというふうに考えております。

委員（小川富貴君） 本当にみんなは親切でやるんですけど、私の知り合いが1回起こるか起こらないかのために、1人でこういう体の状況で住んでいるということが誰かに明らかになる。それがひょっとして広がったときの毎日のほうがうんと怖いんだということをおっしゃった方があるんです。だから、そこら辺をよく周知するというような施策になったらいいなというふうに願う次第です。

防災安全課長（細野雅央君） おっしゃるとおりですので、その辺のところをよく検討というか、対応してまいりたいと思います。

委員（酒井正司君） この名簿作成に関してですけれども、まず民生・児童委員と消防機関等としてあるんですが、当然自治会なんかに多分協力を求められると思うんですね。

ただ、自治会というのはいつも話題になるように六十数%の加入率ですからね、それ以外のところというのは、かなりの労力を費やさなきゃいかんということ。

それと、自慢して申しわけないですが、私どももう7年前に自治会で作って、その名簿を常に更新するというんで、月に1回必ず見守り担当委員が更新して、これは必要ない、1人ふえたという、本当に綿密に生きたデータとして持っているんですが、それをやらないと意味がないですね。ですから、まずつくるときの組織化されていないエリアのイメージがちょっと湧かない、ましてや、それをまた生きたデータとして維持するということは大変なことだなあと思うんですけど、その辺は具体的な何か、こういう手法でやるんだよというふうなことはお考えですか。

防災安全課長（細野雅央君） まだ具体的にこういうものにしていくという形になっているものはないんですけども、今の国のガイドラインで示されている、いわゆる避難行動要支援者には、さっき少し説明しましたがけれども、障がい者、いわゆる身体、知的、精神のいわゆる3障がい者であるとか、それから要介護認定者の中でも特になかなか自分で動けないというか、身体的に、あるいは認知で理解できないとか、それから難病患者といった方が限定されているんですけども、それは自治会に加入・未加入にかかわらず市が持っているデータを吸い上げながら、可児市としてこういった方が避難行動要支援者だろうというふうに位置づけをするんですけども、ただ、この間一般質問のときに、ちょっと健康福祉部長が答弁いたしましたように、例えば、風水害と地震に分けたときに、地震というのはいっときにどんと来ますから、家が倒れたり倒れかかったりすれば、その中にいた住人が健康な人であろうが避難行動要支援者であろうが助けにいかねばならないので、そういったときに、じゃあ名簿が必要なのかどうか、それは名簿じゃなくて、潰れかかった家に住んでいる方を助けにいかねばならないもんですから、名簿を見て助けに行くということはない。そうすると今度風水害のときは、やっぱり浸水とか崖崩れで家が危ないと、まだ災害は発生はして

いないんだけれども、そのおそれがあるときに初めて、例えば土砂災害防止法のレッドゾーンに住んでみえる、どこにそういった方が住んでみえるのかというのはあらかじめ名簿に載せる、あるいは過去の経験でどこに洪水のおそれがあるのかというエリアに住んでいる方の避難行動要支援者の名簿をつくる。それは市が当然つくりますので、やっぱり自治会加入・未加入は関係ないんですけども、そういった部分について全てこの名簿があれば災害対策がきちっといくということではないと思うんですね。それは、やっぱり日ごろからずっと自治会でやられた名簿というか、自治会で共有された情報があればそれはそれで、この制度とは別にやっていくことになるでしょうけれども、やはり自治会に加入されてみえない方については、やはりこういった名簿でどこにそういった避難行動要支援者がいるのか、それをあらかじめ自治会の加入・未加入関係ないというか、自治会の加入で担当するとかしないをやってみえるんじゃない、例えば民生・児童委員であるとか警察とか消防、もちろん自治会もそういったところにまで手を伸ばしていただければ非常にありがたいんですけども、そういうふうで風水害と地震で区別して考えていきたいというのが事務レベルで議論しているということで、回答になっているのかちょっとよくわかりませんが、そういうようなイメージで考えているところでございます。

委員（伊藤健二君） 今、ちょうど聞こうと思ったことを酒井委員が聞いてくださって、その回答を聞いて、要するに防災安全課としては、この法律が平成25年6月21日に公布されたけれども、その後平成25年8月30日に確定、公表した可児市地域防災計画、平成25年8月30日にはこの内容が必ずしも全部盛り込まれているわけではないという現状を認めた上で、それをどうしようかという方針については検討途中にあるので、もうちょっと時間をくれという話を今したというふうに理解をしいのかどうか。

もう一つ、平成26年4月1日、来年の春に施行時期というふうに書いてあるんだけど、この4月1日を予定しているのは可児市が予定しているんだと理解をしましたが、法律のほうは公布から、平成25年6月21日から1年以内にやりなさいという法律の決定、命令で、可児市の予定日は来年の春だという理解に立つただけけれども、何を実施するかということは、この行うべき事項に書いてある内容だという理解でいいのかな。まず、その1点目についてちょっとお願いします。

防災安全課長（細野雅央君） 平成25年8月30日に地域防災計画を修正したわけですけども、実際その前の平成25年6月21日に既に公布をされて、その後、法律の内容の概略は確かに通知がございました。

しかしながら、具体的に21日に施行はしました。それから、この避難行動要支援者に関する規定については、施行日を政令で決めるというふうで、それが来年の4月1日になったということでした。

その8月30日にひょっとしたら間に合ったんじゃないかというような議論もあるかもしれませんが、実際にこういった細かい、私が先ほどいろいろ説明したガイドラインが国のほうから示されてきたのがちょうど平成25年8月なんです。ちょっと日にちは1日なのか

31日なのかわかりませんが、平成25年8月にガイドラインが示されて、そのガイドラインに沿って国がブロック別に、北海道、東北、関東、中部、近畿と、うちの東海中部ブロックの説明会に行きましたが、それが平成25年10月29日でした。平成25年10月29日に初めて細かい概要がわかったということでしたので、実質的には平成25年8月30日に改正した地域防災計画の中に、この制度を織り込むとか、あるいは先送りにするというものはございません。あくまで法律の施行は平成26年4月1日ですので、可児市に限らず全国の自治体がこの1日から、要は名簿を作成する、あるいは避難行動要支援者の情報をいろいろ収集する作業が平成26年4月1日からということで、その準備段階までに7項目を決めるというのが年度内中ということでございます。

委員（伊藤健二君） では、そういう認識で1点だけ改めてお尋ねをします。

この法律の概要の2、円滑かつ安全な避難の確保の欄の2つ目のちょぼの丸の中に、市町村長はということで、個人情報提供の問題について論述してあります。この論述によれば、名簿を作成し、本人からの同意を得て関係者に提供せよというふうに書いてあって、その後、句点の後に名簿の作成に際しては個人情報を利用できる。先ほどの説明で、この個人情報の作成に際しては、本人の同意があるなしにかかわらず作成はしてもいいよと、それを法定化したというふうに理解をしましたが、その理解でいいんですか、まず。

防災安全課長（細野雅央君） 名簿の作成等については、この法律を担保にして行政機関が作成をすることができる、それでいいです。

今度、それを支援者のほうに提供する際は、先ほど言いましたように、例えば警察とか消防とか民生・児童委員に事前に配付しても、本人の同意がある場合のみ平時から提供できますけれども、本人の同意が得られない場合は災害時しか提供できない。ですから、先ほど板津副委員長のいつごろに名簿ができるかという話の中で、この本人同意をとるとらないの作業もしていかなければならないもんですから、非常に膨大な業務量になっていくということになるわけでございます。

委員（伊藤健二君） わかりました。

平時と災害時とに区別をするという点と、災害時になれば、該当地域に関しては一律にその情報を提供して一刻も早い救済、救難をしていくということなんですね。はい、わかりました。どうもありがとうございました。

委員長（山田喜弘君） ほかになければ、報告事項3を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

以上で終了いたします。

次に、報告事項4．自主防災組織育成補助金、自衛消防隊育成補助金及び防災設備整備事業補助金の見直しを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） まさに大規模災害のときには共助活動がとても大事だという認識

で幾つかの事務を進めてきておりますが、地域防災計画にその趣旨を強く出しております。

これを受けまして、これまでありました3つの補助金、いずれも共助を支援する仕組みの補助金ではありますが、これらを整理・統合して、より使いやすい補助金にしていきたいということです。

また、詳細について担当課長のほうから御説明させていただきます。お願いします。
防災安全課長（細野雅央君） それでは、資料番号の4のほうをごらんください。

この資料番号4に沿って説明をさせていただきます。

言うまでもなく、さきの東日本大震災におきましては、地域においてさまざまな共助活動が行われました。その役割の重要性が改めて認識されたというところがございます。

また、平成25年8月30日に地域防災計画を修正いたしましたところがございますが、その修正に際しましては、災害に強い人と地域をつくるを基本方針の一つに掲げまして、自助、共助、公助の取り組みをお示したところがございます。とりわけ共助の役割が重要であるとの認識のもとに、共助の取り組みによる災害対策をこの地域防災計画に盛り込んだところがございます。

さらに、さきの予算決算委員会におきまして、地域の防災力に格差が生じないように取り組むべきとの提言もいただいているところがございます。

そこで、これからさまざまな取り組みを行っていくわけがございますけれども、その中の一つとして、これまでに自主防災組織や自治会などが行います防災に関する活動に対する財政的支援を行ってまいりました。

しかしながら、その内容に関して課題等もございましたので、今回新年度に向けて新たな制度を構築し、地域における防災対策の活動を支援してまいりたいというふうに考えております。

これまでの共助の取り組みを財政的に支援する制度といたしまして、自主防災組織育成補助金、それから自衛消防隊育成補助金、それから防災設備整備事業補助金の3つがございました。

しかしながら、この3つの補助金、それぞれ制度の内容が類似していたり、あるいは補助対象事業の区分がわかりにくい、それから規模の小さい団体では補助額が少なくて十分な活動ができないという課題もございました。

また、この自主防災育成補助金がややもすると自主防災組織を設立するための誘導策として創設されたとも言えないために、時間の経過とともにソフト事業である活動の活性化、いわゆる防災対策の向上・充実という側面、効果ではなく、そういった効果もあるんですけども、この補助金制度が自治会の規模によって一定額の補助金支給額というふうになっておったものですから、防災備蓄備品の購入に充てられるという課題もございました。

そこで、この共助団体に対する補助金を使いやすく充実されるとともに、より効果的なものにしていくための見直しを今回行うものがございます。

見直し案では、自主防災組織育成補助金、自衛消防隊育成補助金、防災設備整備事業等補

助金を統合いたしまして、地域防災力向上事業補助金というふうにしたいと考えております。

この地域防災力向上事業補助金は、補助対象をいわゆる防災訓練や防災会議等のソフト事業と、防災設備等の資機材の備品等の購入に係るハード事業に分けて、いわゆるソフトとハードの2つに分けてシンプルにして、わかりやすく整理をしたというところでございます。

主な見直しというか、改善項目は次のとおりでございます。

資料ナンバー4の3の見直し案の下のほう、主な変更点は次のとおりですというところに書いてございますけれども、ソフト事業につきましては補助率を10分の10、ただし限度額を最高30万円といたしますが、10分の10としまして規模の小さな団体から大きな団体まで十分な活動ができ得る補助内容といたしました。それから、地域で行う防災対策に係る共助活動、防災時行動マニュアル作成、あるいは災害時要援護者台帳作成などを補助対象に加えました。

これらは、従来の育成補助金でもできなかったわけではないですけれども、どちらかといえば訓練とかそういったものに使ってくださいというアナウンスがしてあったものですから、こういったソフト事業、本当に重要なソフト事業を明示することで、こういった活動に積極的に取り組んでいただきたいという市からのアナウンスも加えて、こういった制度を加えたところでございます。

それから、昨年から防災リーダー養成講座を開催しておりますところでございますが、可児市や岐阜県などが行います防災リーダー養成講座の受講料を補助対象に加えたところでございます。これは、受講される方からかなり強い要望等もございました。

それから、自衛消防隊についてもこのソフト事業の補助対象団体となるように、今まではどちらかといえば可搬ポンプの修理であるとか、特に可搬ポンプを乗せるための軽トラックの車検とか、そういった費用に充当されておったんですけど、やはり自衛消防隊といっても、やはり訓練等は当然必要ですので、そういったソフト事業に対しても、新たな補助金制度を使って訓練等を行えるようにいたしました。

それから、現在のいわゆる地域防災リーダー養成講座を受講された方で、防災士を取得された方がたくさんいらっしゃるんですけども、防災士などの地域の防災リーダーで構成された組織であるとか、ちょっと限定的ではあるんですけども、地域においては災害時における支援隊のような組織もできつつあります。こういった組織についても、補助団体の対象に加えました。

ただ、あと自主防災組織の設立奨励金につきましては、要綱の制定から10年以上経過をしております。ここ数年の新規設立も非常に少なくなっておりますので、設立奨励金が新規設立を促進するという効果が高いとは言えないのではないかとということで、この部分については廃止をいたします。

補助対象事業の具体的な例は、1枚めくっていただいて2ページをごらんください。

ここに区分と内容、補助割合、限度額というふうに書いてあります。大きく区分は3つありますが、一番上の箱がいわゆるソフト事業、それから真ん中の箱がハード事業、それから一番下の箱がハードで買った備品の修繕とか、あるいは自衛消防隊、あるいは自治会なんか

でもあるんですけれども、可搬ポンプの積載車の車検代というものをここに位置づけたところでございます。内容については、それぞれここに書いてあるとおりでございます。

先ほど言いましたように、従来の自主防災組織育成補助金ですと、防災訓練に要する実費、経費であるとか、消火器の詰めかえ、あるいは炊き出しの食材料費のようなものが非常に多かったんですけれども、今後は例えば地域で防災会議、これは市の防災会議とは別で、防災に関するいろんな勉強会とか研修といったものですが、そういったものであるとか資料作成や、ひょっとしてどこか講師を呼んできた場合の謝礼、あるいはこの地区別の災害時行動マニュアルであるとか、先ほど言いました災害時要援護者の台帳を引き続き自治会のほうで独自につくるといような活動もこのソフト事業に新たに加えるとともに、防災リーダー養成講座の受講料についても全額を補助するというにしたいと思っております。

それから、この防災設備購入、それから防災設備の修繕維持管理については、現在の内容とほぼ変わってはおりません。

施行日につきましては、来年の4月1日といたしたいと思っております。

防災対策を論じる上で、機会あるごとに共助が大切であるということを常々言ってきておりますけれども、これまで各地域において防災対策に取り組んでいただいているところです。さらに効果のある防災対策の活動を行っていただくように支援制度を改善するものでございます。備品や資機材をそろえることも大切な取り組みかもしれませんが、それ以上にソフト事業が大切であるとの観点から、この補助金制度が有効に使えるように機会を捉えて自主防災組織や自治会などに働きかけていきたいというふうに考えております。

あと、今後の予定でございますが、今月の20日に連絡所長会議で説明をして、平成26年1月に訓令の制定、それから平成26年3月に予算案をここの予算決算委員会で議決をさせていただきまして、その後平成26年4月以降、必要に応じては来年の自治会の予算組みをするような地域もございますので、今連絡所長に当たって必要に応じて、年内というか、年明けと4月以降に、各自治体、単位自治連合会の自治会長会議にお邪魔をして、こういう制度に変えたのでこういったより効果のある事業に使ってくださいというような説明をする予定であります。

なお、この本件補助金につきましては、事業評価市民委員会からも整理統合の意見をいただいたという経緯がございますので、あわせて紹介をさせていただきます。以上でございます。

委員長（山田喜弘君） では、これより質疑を行います。

副委員長（板津博之君） 質疑じゃありません。すばらしいです。もうここで即決して、あしたからでも。本当に一般質問でも総務部長にはちょっと失礼な言い方もしたかもしれませんが、こういうものが本当にもっと早く出てきていただければ……。

いずれにしても、課長の体調もすぐれないようですし、これで称賛をもって終わりたいと思います。以上です。

委員（小川富貴君） ごめんなさい、喉がおかしいときに、ちょっと1つだけ疑問で、疑問

というほどのことではない、お尋ねしておきたいんですけど、補助事業があるわけです、それで補助対象団体があるんですけども、例えば桜ヶ丘なんかですと、自治連合会、自治会の中に防災部があるんですね。私は環境部になったんですけども、それでまた自主防災という組織があるんです。それぞれがそれぞれの企画をしたとき……。

副委員長（板津博之君） いや、だから書いてあります。

自主防災組織は、実質的に自治会、自主連合会と同じ組織の場合は同一の組織とみなすと。
委員（小川富貴君） ああ、そうなんですか。収れんされるんですね。

失礼いたしました。

委員長（山田喜弘君） その他ありませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、報告事項4を終了いたします。

次に、報告事項5．可児市の農業政策に関する要望への回答を議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

企画経済部参事（荘加淳夫君） よろしく願いいたします。

総務企画委員会資料7をごらんください。

可児市の農業政策に対する要望につきまして、本年9月12日付で文書により総務企画委員長名で御要望のありました3つの御要望、内容につきまして報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず1点目の御要望でございます。

付加価値の高い農産物の生産や6次産業化、地産地消の促進、販売方法を検討する総合的な会議の設置を要望されるということでございます。

現在、可児市では市内農産物の消費を拡大させ、市内産業の活性化を図ることを目的として、可児市地産地消実行委員会を設置しております。この委員には、生産者を代表する者として農業法人及び認定農業者、消費者を代表する者として生活改善グループと食生活改善推進協議会、商工業者を代表する者として商工会議所、直売所、学校給食センターからはまた代表担当者において当委員会を構成しております。また、コーディネーターといたしまして、岐阜県の産業経済振興センターからスタッフを派遣していただいております。事務局といたしましては、生産から販売までの支援ができるように、産業振興課及び経済政策課の2課で受け持っております。今後も、この可児市地産地消実行委員会をベースに、農業政策について議論を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、2点目の御要望でございます。

行政にある耕作放棄地情報を受託希望者に提供できるように検討することと、依頼者と受託者へのサポート体制を構築するような御要望でございます。市内の耕作放棄地につきましては、農業委員によりまして毎年9月から11月に一斉に現地調査を実施しております。この現地調査の結果をもとに、耕作放棄地の所有者に対して意向調査を行い、みずから耕作を行うのか、貸したいのか、売りたいのかなどの意向を把握しております。

この対象農地は、農振農用地内の耕作放棄地と農振地域以外の農地のうち、山林、原野化していない耕作可能な農地でございます。合計で330筆ほど。そのうち73筆、約22%が貸したいとか売りたいとか、そういう意向となっております。これを受けまして、農業法人へ情報を提供することで、農地を提供できる仕組みとなります。

しかし、実際には土地所有者が直接農業法人等へ申し込む場合がほとんどでございます。今後も、国が進めております人・農地プランの法制化の動きも注視しつつ、現地調査の結果を踏まえて、それぞれの農地の状況、所有者の意向など、受託希望者にわかりやすい情報を提供してまいります。

なお、これは参考として記載させていただきましたが、昨年6月の意向調査の結果、49筆を選定いたしまして農業法人に情報を提供いたしました。

しかし、現地の状況が経営条件に合致しない等の理由によりまして、利用権設定による耕作放棄地の解消には至っておりません。

また、本年6月には市民農園の開設を計画している農業法人にも10筆ほど情報提供いたしましたが、条件面等で折り合わず、現在も解消には至っていないのが現状でございます。

続きまして、3つ目の御要望でございます。

3つ目の御要望につきましては、耕作放棄地の復旧に関しまして、国、県の活用できる補助金の調査検討及び可児市と他市の状況を調査して、市独自の補助制度や耕作放棄地の荒廃化を防ぐ多様な仕組みづくりを検討するような御要望でございます。

国の補助制度につきましては、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金というものがございます。これは、荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付、加工、販売の試行、必要な施設の整備等の取り組みを総合的に支援するものでございます。補助内容につきましては、参考で記載させていただきました。

また、県の補助制度につきましては、耕作放棄地再生利用総合支援事業というものがございまして、国の交付金の対象農地について、継続して営農する体制を整えるための条件整備に必要な鳥獣侵入防止柵、防草シート等の資材購入に係る経費に関して1反当たり10万円を支援しております。

また、市では優良農地である農振農用地において、耕作放棄等による荒廃農地を解消するために、耕作放棄地解消対策事業補助金制度を実施しております。

市の内容につきましては、1反当たり復旧基盤整備に関する費用として1万6,000円、維持管理に対しての費用として2万4,000円、この2万4,000円は3年にわたって、1万6,000円は1年限りです。ただし、最大で1反当たり8万8,000円という補助をしております。

県内市町村の助成制度を調べて比較検討してみますと、単価は平均して1反当たり5万円前後でございます。本市は最高で8万8,000円という単価は他市町と比べての遜色のないものと言えます。

今後とも、可児市独自の補助制度はもとより、国や県などの補助金制度を活用して、耕作

放棄による農地の荒廃化を防ぎ、地域農業の健全な発展、農業経営の安定並びに農地保全による生活環境及び地域の景観等の維持を図ってまいります。

現在進めております施策については一層推進して、また新規の御提案につきましては積極的に取り入れて、農業政策につきまして十分生産者、また農地所有者と協議をしながら進めてまいり予定でございますので、よろしく願いいたします。以上です。

委員長（山田喜弘君） これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

委員（伊藤健二君） いろいろ細かく、かつ疑問点に答えていただいてありがとうございました。よくできた文章だと思います。

ところで、国のほうはこういう中で、TPP合意を見越して、先取りした形で日本農業の今後については減反政策をやめて、いわゆる生産調整農政はやめて農地の移行を進めていくというようなことをどうも打ち出すようではありますが、こうした動きとの関係でこれらの政策はどのような課題、あるいは方向性を持つものと考えておられるのでしょうか。その辺、将来方向とのかかわりで、今検討の状況をお知らせいただきたいと思いますが。

企画経済部参事（荘加淳夫君） まず、減反政策、減反補助金につきましては、農業委員のほうに逐一情報提供をしております。それに伴って、農業委員は毎月調査をさせていただいておりますので、生産者の意見等も集約を進めておる状況でございます。

また、国の制度、人・農地プラン等、現在のところはそれを見ながら国の方向、日本型直払ですか、そういう制度をこれから構築していくということでございますので、その制度を見詰めながら可児市としても対応してまいりたいと考えております。

委員長（山田喜弘君） ほかにありませんか。

副委員長（板津博之君） 地産地消実行委員会というのがあるということで、以前ちょっと八百津の方だったと思うんですけど、お菓子職人の方で、例えば可児の里芋とかを利用してちょっと創作的なお菓子をつくっていききたいということで、それに当たっては経済政策課のほうにも何度も来られていたようですし、何が言いたいかというと、産業振興課と経済政策課の連携をしっかりとっていただいて、細かい話をするとちょっとあれなんですけれども、いろんな障壁があって、本来つくりたい職人さんと生産者の方がマッチングがうまくいかない事例があるというふうにも伺っておるものですから、そういったところをまたちょっと今後しっかりやっていただけたらなあと思います。ブランディングというのももちろん大事なことで、これは一つ要望としてお願いをいたします。以上です。

企画経済部参事（荘加淳夫君） 了解です。

委員長（山田喜弘君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

ほかになければ、報告事項5を終了いたします。

その他事項から報告、または連絡事項があれば発言をお願いします。

〔挙手する者なし〕

ないようですね。

それでは、これで総務企画委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

閉会 午前11時45分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年12月12日

可児市総務企画委員会委員長